山都町立蘇陽中学校　「学校いじめ防止基本方針」

１　いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒はいじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。そこでいじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれ対処し、さらに再発防止に努める。

２　いじめの防止対策の基本となる事項

（１）基本方針

①　全教育活動を通して「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けられるよう、生徒・教職員・保護者が一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。

②　学年・学級・部活動で人権が尊重され、安心して過ごせる望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。

③　生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

④　保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒がいじめ防止に資する自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

⑤　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他重要な措置として、人権集会・生徒集会等を実施する。

（２）いじめの早期発見のための措置

①　いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

ア　生徒対象アンケート調査　　学期１回
イ　保護者対象いじめアンケート調査　　年１回
ウ　教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査　　学期１回

②　情報集約担当者の役割

生徒及び保護者からいじめに関する相談があった事案について、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

ア　情報集約担当者は生徒指導主事（令和８年度：荒井）が兼務する。
イ　寄せられた情報を整理し、組織的に対応を判断する。
ウ　報告者に対する確認や関係者からの聞き取り等を実施する。
エ　集められた情報はデータベース化する。
オ　速やかに「いじめ防止推進委員会」を招集する。

③　いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

ア　スクールカウンセラーの活用
イ　生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
　・ひごっこダイヤル　　・いじめ１１０番

（３）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

①　学校で行われる対策

ア　インターネットで行われるいじめを防止しおよび効果的に対処できるように情報モラル研修会等を行う。
イ　携帯電話、スマートフォンの校内持ち込み及び校内での使用を禁止する。

②　家庭に対して行われる対策

ア　生徒の携帯電話、スマートフォン、ＰＣ等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。
イ　掲示板等への書き込み等については、学年初めのＰＴＡ総会時に保護者への啓発活動を行う。

（４）いじめ防止等に関する措置

①　いじめ防止等対策のための組織「いじめ防止推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止推進委員会」を組織する。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（情報担当集約者：荒井）
学年主任（各学年生徒指導担当）、養護教諭

＜活動＞

ア　いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
イ　いじめ防止に関すること

ウ　いじめ事案に対する対応に関すること
エ　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する生徒理解を深めること。
＜開催＞
月１回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は緊急開催とする。
②　いじめに対する措置
ア　いじめに係る相談、発見をした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
イ　いじめの事実を確認した場合は、何よりも被害者生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向し、心のケアを行う。さらに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
ウ　いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための環境整備を行う。
エ　いじめの関係者における争いを生じさせないよう、いじめ期間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
オ　犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び、所轄警察署等と連携して対処する。
③　重大事案への対処
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
ア　重大事案が発生した旨を、山都町教育委員会に速やかに報告する。
イ　山都町教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
エ　上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。